



TITLE:

ケインズとポンド残高(1)

AUTHOR(S):

岩本, 武和

---

CITATION:

岩本, 武和. ケインズとポンド残高(1). 経済論叢 1997, 160(4): 1-20

ISSUE DATE:

1997-10

URL:

<https://doi.org/10.14989/45171>

RIGHT:

# 經濟論叢

第160卷 第4号

- 
- ケインズとポンド残高(1).....岩 本 武 和 1
- 中国中央集権的計画經濟体制の形成と  
第一次五カ年計画(1).....李 軍 鋒 21
- 日本の短期金利決定メカニズム.....中 川 竜 一 41
- 技術パラダイムと技術軌道.....大 驛 潤 62
- ホワイトカラー型労働組合主義の性格づけ.....松 尾 孝 一 86
- 

平成9年10月

京 都 大 學 經 濟 學 會

## ケインズとポンド残高(1)

岩 本 武 和

### はじめに

第二次大戦後の国際通貨システムの構築をめぐる英米通貨外交において、ポンド残高の処理は最重要課題であった。にもかかわらず、IMF協定はポンド残高の処理について何ら規定することはなかった。これに対して、英米金融協定（Financial Agreement between the Governments of the United States and United Kingdom）には、対英援助の見返りとしてこの問題が詳細に規定されていた。その意味で、両協定は一見補完的な関係にあるが、以下のように代替的かつ矛盾する関係にもあった。

第一に、両協定の批准は、抱き合わせの関係にあった。つまり、英米通貨外交において、一方の批准が他方の批准の取引材料となったのである。年表に見られるように、1944年7月22日に調印されたIMF協定が、アメリカ上院を通過したのは、1年後の45年7月31日であったのに対して<sup>1)</sup>、イギリスでの批准は遅れ、同協定を批准することが、同年9月から開始された英米金融交渉（Anglo-American loan negotiations）におけるイギリス側のカードの一つとなっていた。IMF協定第20条第2項には、同協定署名の最終期限を1945年12月31日と規定していたからである。他方、1945年12月6日に調印された英米金融協定が、イギリス上院を通過したのは、わずか12日後の18日で、議会にはI

1) プレトン・ウッズ協定の批准に至るアメリカでの論争については、本間 [1991] 第3章を参照。

年表 「ケインズと第二次大戦期のスターリング＝ドル外交」

年月日	IMF協定関係	「英米金融協定」関係	ケインズ、英米関係、国際情勢など
1939年9月1日 3日 10月20日 11月14日			独、ポーランドに侵攻、第二次大戦勃発 英・仏、対独宣戦布告 ケインズ「戦力と戦時金融」講演 ケインズ『タイムズ』誌に「強制的審論」を発表
1940年3月 5月10日 6月28日 11月29日 12月1日		ルーズベルト大統領、炉辺談話にてアメリカが「民主主義の兵器廠」となることを表明	ケインズ「戦費調達論」出版 チェンバレン内閣崩壊、チャーチル内閣発足、蔵相にキングスリー・ウッド ケインズ、カトー卿とともに大蔵省入り
1941年3月1日 5月8日 8月14日 9月8日 11月18日 12月7日 8日 11日 15日 30日	「ケインズ案」第1次草稿 「ケインズ案」第2次草稿 「ケインズ案」第3次草稿 「ホワイト案」第1次草稿	アメリカ「武器貸与法」成立 ケインズ1回目の渡米、武器貸与および考慮事項の検討のため。(～7月/29日) 「太平洋憲章」発表	日本、真珠湾攻撃 米、対日宣戦布告、太平洋戦争勃発 独・伊、対米宣戦布告、米も対独・伊宣戦布告
1942年1月1日 24日 2月23日 3月 4月 7月8日 24日 8月3日 28日 10月23日 11月9日	「ケインズ案」第4次草稿 「ホワイト案」第2次草稿 「ホワイト案」第3次草稿 「ホワイト案」がケインズへ送付 デイルトンでの10日間の休暇中に「ホワイト案」の検討 「ケインズ案」第5次草稿案、及び「ホワイト案」へのコメント 「ケインズ案」がアメリカ財務省に送付 ロンドンにてケインズとホワイトの非公式会議 「ケインズ案」第6次草稿	「相互援助協定」調印	26カ国による連合国宣言（ワシントン宣言）
1943年4月7日 5月18日 7月10日	「ケインズ案」「ホワイト案」の公表 ケインズ、両案について両院において処女演説 「ホワイト案」の改訂		

8月14日 9月7日 11日 21日	ケインズ2回目の渡米、ロー使節団の一員としてブレトン・ウッズ予備会議に出席のため(～10月27日)	第1次ケベック会議(～8月24日)	イタリヤ降伏 キングズリー・ウッド蔵相急逝、後任にアンダーソン蔵相
1944年1月11日 4月22日 6月6日 12日 17日 23日 7月1日 22日 9月11日 21日	「専門家の共同声明」発表 ケインズ3回目の渡米、ブレトン・ウッズ会議に出席のため(～8月24日) 「ブレトン・ウッズ会議」開催 「ブレトン・ウッズ協定」調印	ケインズ「対日戦後の過渡期における対外金融に関する覚書」 ケインズ「過渡期におけるわが国の対外金融の問題」 第2次ケベック会議(～9月16日) ケインズ4回目の渡米、「第二段階」の武器貸与について協議するため(～12月15日)	ノンマンディート陸作戦開始(Dデー)
1945年2月1日 4月12日 5月 5月7日 7月5日 7月17日 20日 31日 8月13日 15日 17日 9月7日 12月6日 18日 27日	アメリカ「IMF協定」批准	ケインズ「第二段階における海外金融政策」 ケインズ「イギリスの現在の対外金融ポジション」 ケインズ「わが国の対外金融見通し」 アメリカ「武器貸与法」廃止を発表 ケインズ5回目の渡米、英米金融交渉のため(～12月17日) 「英米金融協定」調印 ケインズ「英米金融協定」について上院で演説 イギリス「IMF協定」「英米金融協定」議会で批准	ヤルタ会議(～2月11日) ルーズベルト急逝、トルーマン政権の成立、ヴァンロン財務長官就任 ドイツ無条件降伏(V-Eデー、「第二段階」開始) チャーチル失脚、アトリー労働党政権の成立 ポツダム会議(～8月2日) 日本無条件降伏(V-Jデー、「第三段階」開始)
1946年2月24日 3月8日 4月21日 6月25日 7月13日	ケインズ6回目の渡米、「サヴァナ会議」出席のため(～3月22日) 第1回IMF総会(サヴァナ会議)開催 「国際復興開発銀行」業務開始	アメリカ「英米金融協定」議会で批准	ケインズ死去
1947年7月1日 15日 8月20日	「国際通貨基金」業務開始	イギリス、ボンドの交換性の回復 イギリス、ボンドの交換性の停止	

ケインズとポンド相場(1)

(295) 3

MF協定が合わせて提出され、二つの協定が同時に批准された。これに対して、アメリカ側の批准は遅れ、議会を通過したのは翌46年7月13日、15日にトルーマン大統領が署名して発効した<sup>2)</sup>。

第二に、両協定は異なる思考の産物であった。IMF協定が、ドルを単一の基軸通貨とするユニバーサリズムに立っているのに対して、英米金融協定は、ドルとポンドの複数基軸通貨を念頭に置いたキー・カレンシー・アプローチに近い立場をとっていた<sup>3)</sup>。周知のごとく、当時ニューヨーク連銀の副総裁であったJ. H. ウィリアムズが1937年に発表したキー・カレンシー・アプローチ<sup>4)</sup>は、国際貿易の取引通貨としてポンドがドルをはるかに上回る規模で使用されていた当時の現状<sup>5)</sup>に鑑み、ドルを単一の基軸通貨とするユニバーサリズムを時期尚早とするウォール街の考えを集約したものであった。

第三に、両協定は「交換性の義務」について、矛盾する内容を含んでいた。IMF協定では第14条で5年間の「過渡期」を認めているので、IMFが業務を開始する1947年3月1日から5年後の1952年2月末までが過渡期として予定されていたのに対して、英米金融協定では、協定発効日から1年以内に、ポンドの交換性の回復を義務づけていたために、イギリスは1947年7月15日にポンドの交換性の回復に踏み切った。このことは、IMF協定が規定する5年間の過渡期を、英米金融協定の規定に従ったイギリスのみが、実質4ヶ月に短縮せざるを得なかったことを意味する。

ところで、これら両協定の成立過程にイギリス側代表として深く関わったケインズは、ポンド残高の処理とポンドの交換性の回復について、早くから考察を始めていた。すでに別項で明らかにしたように<sup>6)</sup>、「ケインズ案」は、スターリング地域に累積したポンド残高には手を付けず、民間レベルの交換性を回復

2) 英米金融協定の批准に至るアメリカでの議論については、本間 [1991] 第4章、油井 [1985] 第1章を参照。

3) 島崎 [1977] 50頁。

4) Williams [1936]。

5) 山本 [1988] 150頁。

6) Iwamoto [1997]。

しないで、公的レベルでの多角的決済を目論んだものである。これに対して、もともとの「ホワイト原案」にはポンド残高を処理するための詳細な規定が設けられていた。注目すべきは、ホワイト原案に含まれていたポンド残高の処理について、ケインズが非常に高く評価していたことである。にもかかわらず、イギリス通貨当局の強い反対に遭遇し、公表された「ホワイト案」からは全く抜け落ちてしまった。IMF協定からポンド残高の処理問題を切り離すことを余儀なくされたケインズは、この問題について別個に多くの覚書を残している。しかしここでも、ケインズはイギリス大蔵省およびイングランド銀行からの強い反発により、妥協を余儀なくされたまま英米金融交渉に臨むことになったのである。

ポンド残高の処理やスターリング地域の対ドル差別措置について、よく引用される次の二つのケインズの発言は、一見矛盾するように思われる。すなわち、1941年夏の渡米中に、アメリカ国務省から武器貸与に関する考慮事項を示されたとき、「ハル氏の狂気じみた提案」<sup>7)</sup>としてアメリカ側を一蹴したとされるケインズは、1945年冬の渡米中に、イギリス大蔵省から英米金融協定に関してスターリング地域のポンド残高について一切の妥協を拒否した指令を受けたとき、「ロンドンの老婦人のお眼鏡に合うようなイチジクの葉は、厳しい気候の中では萎れてしまう」(CW, 24, p. 584)とイギリス側を喝破した。ケインズは、アメリカ側にとっては強硬な交渉相手であったと同時に、イギリス側にとっては軟弱な交渉担当者とうつつたのである。

本稿は、英米金融協定に至るまでの過程<sup>8)</sup>で、ケインズがポンド残高をいかに処理しようとしていたかについて考察し、以下のように展開する。まず、第二次大戦中にイギリスの対外債務を増加させた要因のうち、Iではスターリン

7) Harrod [1951] p. 512, 邦訳 569頁。

8) 英米金融協定の調印に至るまでの英米通貨外交の交渉経過については、Gardner [1956 [1980]], Syaers [1956], Pressnell [1986] を参照。また同協定の形成過程に中心的に関与したケインズの貢献については、『ケインズ全集』第24巻 (CW, 24), Moggridge [1992] の第29章と第30章を参照。

グ地域のポンド残高について、Ⅱではアメリカからの武器貸与について概観する。次に、ケインズのポンド残高についての考察のうち、Ⅲでは当初「ホワイト原案」に含まれていたポンド残高の処理案に対するケインズの評価について、Ⅳではケインズ自身のポンド残高の処理案について五つの重要な覚書について検討する。最後にⅤでは、1945年9月から3ヶ月間続いた英米金融交渉の推移を追った後、同年12月に調印された英米金融協定が、発効後1年足らずで破綻し、結局は惨憺たる失敗に終わった経緯について考察する。

### Ⅰ スターリング地域のポンド残高

一般にポンド残高 (sterling balances) とは、外国の政府および民間人がポンド建てでロンドンに保有している短期流動資産である。しかし、1914年以前に交換性を有していたポンド残高と、その後に交換性を失ったポンド残高では、その意味は全く異なる。また後者の意味においても、スターリング地域 (sterling area) の保有するポンド残高と、非スターリング地域の保有するポンド残高とは、明確に区別されなければならない。

1914年以前には、ポンドを保有することは即ち金を保有することに等しく、各国はポンド残高を自国通貨の発行準備および運転資金として保有した。この時期各国がロンドンにおいて保有するポンド残高は、全世界レベルで多角的決済を可能にする国際通貨であった。しかし、第一次世界大戦終結後の1919年4月の金輸出禁止から1925年5月の金本位制復帰までの間、および1931年9月の金本位制離脱以後、ポンドは金との交換性を持たないものとなった。さらに、第二次世界大戦開戦後の1939年8月25日に公布された「国防・金融規則」(Defence-Finance Regulations) を嚆矢とする一連の為替管理法<sup>9)</sup>によって、ポンドは資本取引のみならず經常取引に使用することさえ制限されるようになったのである。

9) イギリスの為替管理については、東京銀行調査部 [1950] [1955 b], 金原 [1956] を参照。



スターリング地域という概念が登場したのも、1931年の金本位制離脱後のことである<sup>10)</sup>。これ以降、自国通貨の対外価値をポンドにリンクさせ、対ポンド為替相場の安定を維持しようとした地域が出現したことによって、事実上のスターリング地域が形成された。この時期いわば自然発生的に形成されたスターリング地域には、カナダを除く自治領からなる英連邦 (British Commonwealth)、及び保護領や植民地からなる英帝国 (British Empire) のみならず、日本、アルゼンチン、ポルトガル、スカンジナビア諸国等も含まれていた<sup>11)</sup>。しかし、第二次世界大戦勃発と同時に、こうした周辺諸国の多くがポンドから離脱した結果、スターリング地域は、範囲こそ狭くなったが、強化された<sup>12)</sup>。そして、1940年7月17日の為替管理令の「第4次改正」によって、スターリング地域という概念に初めて法的根拠が与えられたのである。ここでスターリング地域に指定されたのは、イギリス本国、カナダとニューファンドランドを除く自治領、香港を除く英領植民地、委任統治領、保護領、及びエジプト、スーダン、イラクであり、香港は1941年になってスターリング地域へ編入された<sup>13)</sup>。

第二次大戦中に、イギリスがスターリング地域に対してポンド残高を累積させた要因は三つある<sup>14)</sup>。第一は、スターリング地域から購入した軍需品ならば

10) スターリング地域が実際いつ結成されたかについては諸説がある。通貨面においては、1931年9月21日にイギリスが金本位制離脱を離脱した後、イギリス以外の多くの国が、自国通貨の対外価値をポンドにリンクさせたことによって、事実上のスターリング地域が形成された。さらに1932年7月1日の為替平衡勘定の設立を経て、1933年6月12日に、国際金本位制を再建させようとした世界経済会議が失敗した直後、1933年7月24日にイギリスおよびカナダを除くイギリス連邦が、「帝国宣言」(the Empire Declaration)を公表したことによって、正式にスターリング地域が形成された。通商面においては、1932年8月20日のオタワ協定 (Ottawa Agreement) によって、イギリスおよびイギリス帝国を構成する9カ国で帝国特惠制度 (Imperial Preference) が確立され、これによって、イギリスからの輸出品は自治領市場において関税上の優遇措置を受けるとともに、自治領からの輸入品はイギリス市場において無税ないし名目的な低課税となった。

11) 新庄 [1956] 533頁, Harrod [1952] 邦訳, 17-8頁。

12) Harrod [1952] 邦訳, 21頁。

13) なお、戦前のスターリング地域という法的名称は、戦後、ポンドの交換性回復が失敗に終わった直後の1947年10月に公布された「1947年為替管理法」によって、「指定地域」(Scheduled Territories) という法的名称に衣更えした。

14) 島崎 [1977] 43-4頁。また、スターリング地域内においても、カナダを除く自治領から構成される英連邦諸国や独立国 (Independent Sterling Area: ISA) の保有するポンド残高と、西ア

に必需品の輸入代金である。これはイングランド銀行における当該国ポンド勘定に貸記されるだけで、実際には代金の授受は行われず、イングランド銀行に「封鎖勘定」として集中された<sup>15)</sup>。第二に、同地域における派遣軍の維持、軍施設の建設など戦費の立て替え払い分も、ポンド残高を対価にして得た現地通貨で支払った。こうした要因で発生したポンド残高にも交換性は存在しなかった<sup>16)</sup>。第三の最も重要な要因は、スターリング地域との通貨取決めたる「ドル・プール制」である。ドル・プール制とは、スターリング地域の加盟国がドル地域等から稼得した金・ドルといったハード・カレンシーが、イングランド銀行が管理する為替平衡勘定に売却されプールされるメカニズムである<sup>17)</sup>。原則的には、加盟国が金・ドルをプールに売却すれば各国のポンド残高は増加し、加盟国がプールから金・ドルを引き出せば各国のポンド残高は減少することになるが、上述の1940年の為替管理令「第4次改正」によって、各国が金・ドルの節約を目的とした輸入許可制を実施し、プールからの金・ドルの引き出しを制限したため、事実上「封鎖ポンド残高」となった。なお、このようなドル・プール制は、終戦前までの為替管理体系では紳士協定にすぎなかったが、「1947年為替管理法」によって正式協定となった。

ケインズが述べているように、「スターリング地域の制度は、銀行業務の取り決めとよく似ている」(CW, 24, p. 6)。なぜならば、スターリング地域が稼得したドルはロンドンにプールされた上で、その見返りとしてポンド残高の形態で預金が受け入れられ、スターリング地域内の取引においてこの預金を取り崩されるからである。こうしたポンド残高は本来の国際通貨としての性格は失ってはいるが、スターリング地域という限られた範囲で多角的決済を可能に

、フリカ、マレー、西インド等の保護領や植民地 (Dependent Sterling Area: DSA) の保有するポンド残高も質的に異なるが、ここでは立ち入らない。詳しくは、内田 [1976] 第5章を参照。

15) 内田 [1976] 67-71頁。

16) 内田 [1976] 39頁。

17) 東京銀行調査部 [1955 a] 42頁。

する国際管理通貨であった<sup>18)</sup>。

以上の内容を実際の数字で確認しておこう<sup>19)</sup>。1939年9月から1945年末までのイギリスの累積経常赤字額は、およそ100億ポンドに達し、この100億ポンドの赤字と1億ポンド程度の金及び外貨準備の増加をファイナンスしたのは、アメリカからの武器貸与及びカナダからの相互援助で54億ポンド、戦前の対外投資の売却で11億ポンド、民間の金及びドル残高の徴用で1億ポンド、残りの35億ポンドがポンド残高の増加であった<sup>20)</sup>。実際、第二次大戦直前までのポンド残高は大した規模ではなく、表1に見られるように、1939年末のポンド残高は5億1700万ポンドに過ぎなかった、第二次大戦後の1945年末には36億8800万ポンドまで膨れ上がった。そのうち、非スターリング地域の保有するポンド残高が12億3400万ポンド(33.5%)であるのに対して、スターリング地域の保有するポンド残高は24億5400万ポンド(66.5%)と二倍に達している。当時のイギリスの金・ドル準備はわずか6億1800万ポンドほどしかなく、スターリング地域のポンド残高の4分の1にしかすぎなかった(表2のドル・プール残高も参照)。

また、国別のポンド残高を表3で見ると、終戦直前の1945年7月末のポンド残高は総額で32億5300万ポンドあったが、そのうちインドだけで3分の1以上(11億800万ポンド)を保有し、エジプト(3億9600万ポンド)がこれに続き、さらにアイルランド(1億7800万ポンド)、オーストラリア(1億1700万ポンド)

18) と同時に、この制度は「クローズド・システムにおける銀行業務の基本原則を一般化した」ケインズ案と似ている。同案は、クローズド・システムにおける銀行業務を、地域的に拡大したスターリング地域の取り決めを、全世界的に拡大しようとした試みである、とするのも、あながち的外れな位置づけではなからう。バンコールという国際通貨であれ、ポンドというローカル・カレンシーであれ、国際的な管理通貨制度であることにはかわりはない。

19) ポンド残高が初めて公表されたのは、1931年の『マクミラン委員会報告書』においてであり、そこでは「英国は長期対外投資の一部を外国のセンターに対する短期債務の増、しかも恐らくは危険なまでのその増によってまかなえていたに違いないと推測されている」(邦訳90頁)として、いわゆる「短期借り・長期貸し」のポジションに陥っていることに警告を発した。また同委員会はポンド残高の継続的な調査を勧告したが、それを受けてイングランド銀行は1951年の白書において、1931年に遡って半年毎の対外債務残高を公表した(島崎, 1977, 67頁参照)。

20) Moggridge [1972] p. 1032.

表1 ボンド残高の推移 (単位: 100万ポンド)

年 末	ボンド残高 (A)			準備金 (B)			差引金額 (B-A)
	対スター リング地域	対その 他地域	合 計	金およ びドル	その他	合 計	
1931	195	216	411	121	—	121	-290
1937	386	422	808	825	—	825	17
1939	359	159	517	545	3	548	31
1940	544*	136**	680	NA	NA	NA	NA
1941	665	607	1,272	141	13	154	-1,118
1942	987	655	1,642	NA	NA	NA	NA
1943	1,433	917	2,350	NA	NA	NA	NA
1944	1,914	1,101	3,015	NA	NA	NA	NA
1945	2,454	1,234	3,688	610	8	618	-3,070

(注) \*は英帝国, \*\*はヨーロッパその他の合計。

(出所) Bank for International Settlements (1953) 訳, 116頁,

1940年及び1942年~1944年は, B.Cohen, "The Future of Steling as an International Currency", p. 89より作成。

表2 ドル・プール残高  
(単位: 100万ドル)

1938年8月	3,356
1939年末	2,192
1940	296
1941	388
1942	688
1943	1,288
1944	1,684
1945	2,476

(出所) 島崎 (1977) 45頁より作成。

ド), パレスチナ (1億1500万ポンド) と続いている。これらの諸国はいずれも当時スターリング地域に属していた自治領ないしは植民地であるが, 非スターリング地域で多額のボンド残高を蓄積したのは, 戦時中イギリスに主として食糧を供給した, アルゼンチンやブラジルといったラテン・アメリカ諸国で

表3 1945年7月末の各国別ポンド残高 (単位:100万ポンド)

ス タ ー リ ン グ 地 域	自治領	オーストリア	117	非 欧 州 中 立 国 南 米 域 そ の 他	フラン	40		
		ニュージーランド	63		ベルギー	37		
		南アフリカ	33		リシ	55		
		アイルランド	178		オランダ	68		
		小計	391		ノルウェー	90		
	植 民 地 委 任 統 治 領 な ど		パレスチナ		115	その他	12	
			セイロン		61	小計	302	
			香港		33	欧州中立国	ポルトガル	78
			マレー		84		その他	29
			南アフリカ植民地		81	小計	107	
			西アフリカ植民地		91	南 米 域	アルゼンチン	85
			その他英領アフリカ植民地		37		ブラジル	36
			トリニダト		19		ウルグアイ	14
			その他英領西インドバミューダ		40		その他	5
			その他		86		小計	140
	そ の 他		アイスランド		17	そ の 他	イラン	22
			ビルマ		11		中国	23
			インド		1,108		タイ	13
			エジプト		396		その他	6
		イラク	70	小計	64			
小計		1,602						
合計			2,640	合計		613		
総計				3,253				

(出所) 大蔵省『調査月報』(第39巻第4号)79頁~80頁、島崎(1977)44頁より転載。

あった<sup>21)</sup>。

このように、量的に巨額であるばかりでなく、交換性も持たずその使用さえ制限を受けていた点で質的にも大きく異なっていた第二次大戦中にイギリスが累積させたポンド残高は、「戦時異常残高」(abnormal war balances)と呼ば

21) 東京銀行調査部(1951)9頁。

れ、ハロッドが言うように、こうした膨大なポンド残高の処理こそ「イギリスが今世紀に直面した最も重大な政策問題であった」<sup>22)</sup>。

## II アメリカからの武器貸与

第二次世界大戦下のイギリスの政策当局は、戦中・戦後の国内・対外経済政策の課題を、「V-Eデー」と呼ばれたドイツ敗北の日までの第一段階 (Stage I)、「V-Jデー」と呼ばれた日本敗北の日までの第二段階 (Stage II)、「戦後過渡期」を意味する第三段階 (Stage III) の三つの時期に区分していた。重要なことは、A. J. P. テイラーが言うように、「第一段階ができるだけ早く終わり、第二段階ができるだけ引き延ばされることがイギリスの利益であった。ドイツは1945年のはじめに敗北するだろう。そのあと極東の戦争が少なくともさらに18カ月間続くだろう。数々のイギリスの不幸は、それ [第二段階] が3ヶ月しか続かなかったという事実から生じた」<sup>23)</sup>。なぜならば、第三段階ではアメリカからの援助は打ち切られることになっていたからである。事実「V-Jデー」直後の1945年8月17日に、トルーマン大統領はイギリスに対する武器貸与を打ち切った。

さて、1940年12月、ルーズベルト大統領は、ラジオ放送の炉辺談話で、米国が連合国の兵器廠となることを声明し、翌41年3月11日に米国議会で武器貸与法 (Lend-Lease Act) が可決された。また、同年10月には、武器貸与および輸出白書 (Export White Paper)<sup>24)</sup> の履行を管理する機関として、国務次官補

22) Harrod [1952] 邦訳, 22頁。

23) Taylor [1965] 邦訳, 234頁。〔 〕内は引用者。

24) 武器貸与法の実施以降、アメリカでは、貸与物資がイギリスの輸出に使用されており、とりわけラテン・アメリカ市場でアメリカの輸出品と競争しているとの批判が噴出した。「イギリスの主要な輸出品を事実上禁止する」(Sayers, 1956, p. 402) ことを意図したアメリカ側の要求に対して、イギリスは1941年9月10日に「輸出白書」を公表し、第一に、イギリスに対する貸与物資は輸出に使用されてはならないのみならず、貸与物資に類似する物資の輸出は行わないこと、第二に、イギリスの輸出は海外諸国とりわけスターリング地域における必要最小限の物資、ないしは西半球における外国為替の獲得のために必要不可欠なものに限定されることを自らに課したのであった (Moggridge, 1992, p. 764)。このように、一方で武器貸与の供与は、これまでドル獲得に必要であった輸出産業を軍需産業に転換させ、イギリスを「十分に戦争準備の整ったノ

のステッティニウス (Edward Stettinius) が局長を務める武器貸与管理局 (Office of Lend-Lease Administration)<sup>25)</sup> が設立された。さらに、翌42年2月23日には、相互援助協定 (Mutual Aid Agreement) が調印され、イギリスからアメリカへの逆貸与も開始された。

このように、ヨーロッパの戦争にアメリカが多くコミットしていくことに対し、伝統的な孤立主義を支持していたアメリカの世論は、あくまで中立国の立場を維持することを望んだ。そして、イギリスに対する貸与物資は、後日何らかの形で返済されることを当然と考えていたのである。武器貸与の決済条件について、もともとアメリカは、輸出入銀行の金利と同じ $2\frac{3}{8}\%$ の金利で30年返済するという武器貸与法第3項(c)の条件 (3(c) terms) で決済することを要求していた。しかし、同盟国間での戦時貸借関係を戦後に残すことは、第一次大戦後の苦い経験を第二次大戦後に再発させることになる。その結果、武器貸与法では、武器貸与の決済条件として、米国にとって有利になると大統領が認めた物件での支払ないしは返済を織り込むことが規定された。大統領は武器貸与の見返りとして、英国から何らかの利益を確保せねばならなかったのである<sup>26)</sup>。

第一段階の武器貸与についてその詳細を詰めるために、1941年5月にケインズは渡米した。これは1941-46年の間の六回に及ぶ訪米折衝の第一回目であった。渡米中の7月28日に、國務次官補のアチソン (Dean Acheson) がケインズに手渡した草稿には、武器貸与に関する「考慮事項」(consideration) として、次のような文言が書かれてあった。「連合王国がアメリカ合衆国から防衛援助を受け取る場合の条件および考慮事項、並びにその見返りとしてアメリカ合衆国が受け取る利益は、最終的に決定されるものは、両国の貿易を妨げるも

島」(山本, 1980, 146頁) に変える契機を作ったが、他方で輸出白書の約束は、イギリスの「輸出の減少を促進し、終戦時における輸出が戦前水準の3分の1に縮小した一因となった」(Gardner, 1956, 邦訳332頁) のである。すなわち、武器貸与の見返りは、帝国特惠制度に見られる差別措置の撤廃によるアメリカの輸出市場の拡大のみならず、イギリスの輸出市場の縮小も含まれていたのである。

25) 1943年9月にレオ・クローリー (Leo Crowley) を局長とする対外経済局 (Foreign Economic Administration, FEA) に改組され、國務省の影響力が排除されていた (山本, 1980, 154頁)。

26) Gardner [1956] pp. 54-6, 邦訳173-176頁。

のであってはならず、両国間相互に有利な経済関係および全世界の経済関係の改善を促進するものでなくてはならない。すなわち、英米両国はそれぞれを原産地とする物資の輸入に対する差別についてアメリカ合衆国においても連合王国においてもこれを撤廃し、そしてこれらの目的を達成するための措置を規定するものとする<sup>27)</sup>。この考慮事項は、1942年2月23日に調印された相互援助協定「第七条」(Article VII)の原型となったものである。武器貸与の見返りとしてアメリカ側が確保しようとした利益は、イギリスの対米通商差別の撤廃であったのである。国務省が示した考慮条項に対して、ケインズが「ハル氏の狂気じみた提案」と一蹴したことはすでに述べた。彼は国務省の首席顧問であるホーキンス(Harry Hawkins)に対して、「貿易の均衡を回復させ、それによってシャハト流の策略を不必要にするような英米共同の大努力がなされない場合には、英国はシャハト博士のあらゆる武器を使わなければならなくなるだろう、と警告した<sup>28)</sup>。

第二段階についての英米交渉が本格的に開始されたのは、1944年9月13日から16日にかけて、チャーチル首相とルーズベルト大統領の間で行われた「第二次ケベック会談」であった。同年6月6日のDデーに連合軍による北フランス・ノルマンディー上陸作戦が決行されてから、ドイツの敗色がにわかに濃厚となってきたからである。この第二次ケベック会談での合意、特に第二段階における武器貸与の詳細を具体的に履行するための交渉が、10月から11月にかけて、ケインズを団長とするイギリス側代表団が渡米して行われたワシントン交渉であった<sup>29)</sup>。ケインズは、このワシントン交渉の結果について、イギリス帰

27) Gardner [1956] p. 56, 邦訳176頁。

28) Harrod [1951] p. 513, 邦訳569頁。詳しくは、岩本 [1992] 参照。

29) ケインズは、ブレトン・ウッズ会議への出席から帰国して間もない9月21日に再び渡米し、11月28日までワシントンに滞在し対米交渉に当たり、その後オタワに向かい、帰国したのは12月15日であった。この訪米は他の渡米ほど重要視されていないが、極めて重要な訪問で、ケインズ自身の回想によれば、「私が使節団として加わった全てのものの中で、最も重要で最も困難なもの」であった。交渉中の1944年11月に大統領選挙が重なったことも、交渉を困難なものにした要因の一つであった。



表4 アメリカによる武器貸与額 (1945年8月31日まで)

(単位:100万ドル)

	船 舶	軍需品	その他商品	サービス	合 計
イギリス	2,107	13,823	8,113	2,980	27,023
オーストラリア	—	899	483	188	1,570
ニュージーランド	—	144	95	32	271
南アフリカ	—	194	67	35	296
インド	—	474	109	109	913
英 帝 国	2,107	15,534	9,088	3,344	30,073
そ の 他 諸 国					10,670
合 計					2,872
					43,615

(出所) Allen, R.G.D., "Mutual Aid between the U.S. and the British Empire, 1941-45", in Sayers [1956] p. 529, p. 531, Table 4, Table 5., 山本 [1980] 147頁, 第1表。

国途上の1944年12月12日に、アンダーソン蔵相に対して「第二段階の武器貸与に関するワシントン交渉」(CW, 24, pp. 192-223) という詳細な覚書を残している。この覚書でケインズは、ワシントン交渉に臨むに当たって三つの懸念材料があったと言う。第一は、対独戦勝利以降アメリカからイギリスへの武器貸与が大幅に削減されると予想されること (*ibid.*, p. 192), 第二は、武器貸与が開始されてからイギリスの対外準備が一見増加したことを根拠に、第二段階では逆にイギリスからアメリカへの相互援助の大幅な増額が要求されること (*ibid.*, p. 203), 第三は、武器貸与と引き替えに「輸出白書」において約束させられたイギリスの輸出制限が第二段階においても継続すれば、イギリスの輸出回復は望めないこと (*ibid.*, p. 215) である<sup>30)</sup>。しかし、ワシントン交渉では、イギリスが対日戦に参戦することを条件に、第二段階においても武器貸与が継

30) 第二段階が日程に上ってきた頃から、輸出回復がイギリスにとって不可欠となるに従って、武器貸与の継続と同時に、輸出白書の緩和ないしは撤廃が急務となってきた。ワシントン交渉の結果、対外経済局 (FEA) は、輸出白書は効力を維持するものの、対独戦勝利以降イギリスは完全な輸出の自由を与えるという暫定協定を約束した。そして、輸出白書は1945年1月1日から撤廃ないしは緩和することが合意された。詳しくは、山本 [1980] [1982] 参照。

表5 相互援助協定にもとづく英帝国からアメリカへの逆貸与 (1945年9月1日まで)  
(単位:100ポンド)

	建設	軍需品	石油	その他商品	サービス	合計
イギリス	227	288	297	90	299	1,201
オーストラリア	33	59	*	60	64	216
ニュージーランド	7	10	*	30	7	54
南アフリカ	*	*	*	*	*	*
インド	34	24	30	27	19	134
合計	301	381	327	207	389	1,605

(注) \*は50万ポンド以下。

(出所) R.G.D.Allen, "Mutual Aid between the U.S. and the British Empire, 1941-45",  
in Sayers (1956) p.538, Table 10.

続されることとした第二次ケベック会談での合意が確認された。具体的には、軍需品が28億3800万ドル、非軍需品が25億9600万ドルと、第二次ケベック会議で合意された額（軍需品として35億ドル、非軍需品として30億ドル）より減額されたものの、イギリス側にとって一応満足のできる成果であった。

こうして、第二次大戦中におけるアメリカのイギリスに対する武器貸与額は、表3、表4に見られるごとく、相互援助協定に基づくイギリスからの逆貸与12億ポンド（48億ドル）を除くと、およそ270億ドルに達した。重要なことは、武器貸与の返済条件である「第3項(c)」、武器貸与に関する「考慮事項」、および相互援助協定の「第七条」という見返り条件が、その後の英米金融交渉に重い課題となったことである。

### III ホワイト原案におけるポンド残高の処理案

ケインズが国際清算同盟案の最初の草稿を執筆したのは、1941年9月のことであるが、ホワイト (Harry Dexter White) が国際安定基金 (International Stabilization Fund, 以下「ISF」と略) 案の最初の草稿を執筆したのは、およそ3カ月後の1941年12月のことであった<sup>31)</sup>。この覚書は、その後数カ月に

31) 真珠湾攻撃から1週間後の1941年12月14日、ホワイトはモーゲンソーから「連合国間安定ノ

わたり、財務省金融調査局の副局長であったベルンシュタイン (Edward Morris Bernstein) の協力を得て改訂され、その結果、1942年3月に「連合国・準連合国安定基金および復興開発銀行試案」(Suggested Plan for a United Nations and Associated Nations Stabilization Fund and a Bank for Reconstruction and Development of the United and Associated Nations) と題する草案が財務省内でオーソライズされた。これが、ホワイト案の最初の完全な草稿である<sup>32)</sup>。この「ホワイト原案」は同年7月に秘密裏にケインズの下に送付された<sup>33)</sup>。

このホワイト原案において重要なことは、ポンド残高をISFの枠内で処理しようとしていることで、封鎖在外残高 (blocked foreign balances) を解除するための細かな規定が設けられていることである<sup>34)</sup>。ケインズは、1942年8

「基金」(Inter-Allied Stabilization Fund) を設立するための計画を起草するよう指令を受けた。モーゲンソーは、戦争中の対連合国金融支援のためばかりではなく、戦後の国際通貨取り決めの基礎をも提供することを意図していた (van Dormael, 1978, p. 40)。これを受けて12月30日、ホワイトは「連合国間通貨・銀行行動計画案」(Inter-Allied Monetary and Banking Action) という12頁の覚書を用意した。これが後に「ホワイト案」となるものの原型である (Horsefield, 1969, pp. 12-14, van Dormael, 1978, pp. 42-44, Mikesell, 1994, p. 6)。

32) Oliver [1975] p. 111, Gardner [1956] p. 74, fn. 3, 邦訳229頁注3, 本間 [1991] 52-57頁。なお、今日われわれが見ることのできる「ホワイト原案」は、この1942年4月の草稿であり、「基金」を扱った第1部と第2部は、Horsefield [1969] vol. 3 に収録され、「銀行」を扱った第3部を含めた完全なテキストは、Oliver [1975] の付録に所収されている。しかし、1941年12月の覚書についてはオリバー自身も確認できなかったという (Oliver, 1975, p. 361, Reference 26)。本来は、この1942年12月の覚書こそ「ホワイト原案」と呼ぶべきものである。

33) さらに10月にホワイトが訪英した際、ケインズとの非公式会談が実現され (CW, 25, p. 196, Penrose, 1953, pp. 47-9, Pressnell, 1986, p. 92, Moggridge, 1992, p. 688)。ホワイト案はその後集会的に検討された結果、1943年4月7日にケインズ案と同時に「連合国国際安定基金予備草案」(Preliminary Draft Outline of International Stabilization Fund of the United and Associated Nations) という名称で公表されるに至った。ホワイト案はその後も改訂が重ねられ、最終的には1943年7月10日付けのものが最終稿となった。この「ホワイト修正案」は、前年にケインズにリークされた「ホワイト原案」とは大きくかけ離れたものであった。「修正案」が「原案」と大きく異なった最大の理由は、1942年に行われた総選挙の結果、民主党が多くの議席を失い、経済問題についての議会の勢力は、共和党と南部の民主党を合わせた保守派の方に傾き、政府部内でも、多くのニュー・ディーラーたちが退席したからであるという (Gardner, 1956, p. 76, 邦訳203頁)。こうした結果を反映して、原案にあった国際主義的かつ拡大主義的な「復興開発銀行案」は削除され、「国際安定基金案」だけが公表されることになったのである。

34) Horsefield [1969] Vol. III, pp. 54-60.

月にこの草稿を初めて目にした当初から、この提案を「わが国にとって最も有益で極めて寛大な提案」(CW, 25, p. 163)として高く評価し、ホワイトの草稿に含まれる当該箇所を全て引用した上で、「このような方針に沿って取り決めに考えようとするアメリカ側の意欲こそが、まさに第一に重要なことである」(*ibid.*, p. 164)とコメントした。

ホワイト原案において計画されていたポンド残高の処理案は、一言で言えば、スターリング諸国が保有するポンド残高をISFが買い上げ、それをイギリス及びスターリング諸国がISFから買い戻すという仕組みである。言い換えれば、ポンド残高がドル残高に振り替えられ、短期債務が長期債務に借り換えられる仕組みである。

第一に、ポンド残高をISFが買い上げるとき、スターリング諸国、例えばインドは、その対価を自国通貨(ルピー)で受け取ってもよいし、外国通貨、例えばドルで受け取ってもよい。具体的にはドルだろう。つまり、インドの保有するポンド残高がドル残高に振り替えられ、イギリスの対インド債務が対ISF債務に振り替えられるのである。アメリカにとって、ポンド残高をISFが買い上げるという戦略の意図するところは、対英支払にしか利用することができない封鎖ポンド残高を解除することによって、スターリング諸国の対米差別を撤廃させ、同地域をアメリカの輸出市場として確保することにある。

しかし、ポンド残高がドル残高に振り替えられることによって、ケインズ自身は次のような懸念を述べている。「戦時異常残高を売却する国が、何を対価としてそれらを売却するか、という問題に対する答えは、ここでは明らかではない。当該国がそれらを売却するにあたって、いかなる通貨をも対価として選択することができるならば、当該国は最も稀少となる可能性のある通貨を選択するのが自然であろう。したがって、[ISFに]セーフガードを設けなければ、稀少通貨となる可能性のある通貨の基金におけるストックは、発足当初から恐るべき枯渇に見舞われることになるだろう」(*ibid.*, p. 247-8, cf. p. 222, [ ]内は引用者、以下同様)。すなわち、この処理策が成功するためには、稀少通

貨条項といったセーフガードを設ける必要があるのである。

第二に、ISFが買い上げたポンド残高を買い戻す手続きは、イギリス及びスターリング諸国（例えばインド）がそれぞれ、全体の40%ずつを年2%の割合で、（最初3年間の経過措置の後）20年間に渡って、金ないしは交換性のある外国通貨で支払うというものである<sup>35)</sup>。ただし、実質的にはイギリスが全体の80%を買い戻さねばならない。「なぜならば、インドが買い戻したポンドは、その手中にある自由ポンドとなり、即座に他のどの貨幣にも交換することができるからである」（*ibid.*, p. 307）。なお、23年後に全体の80%が処理し終われば、残りの20%は基金が自由資金として処理する。

確かにケインズの言う通り、「安定基金の資金は経常貿易勘定の赤字を補填するためだけに利用可能だとする規定の下では、……海外ポンド残高はいかなる用途であれ資本統制の原則に従うべき資本取引となる」（*ibid.*, p. 305）。つまり、この仕組みは、ポンド残高という短期債務を長期債務に借り換えることであり、短期資金を供与するISFの目的と矛盾する。しかし、「[ホワイト原案における] 打開策は、全く選択的なもので、わが国とインドがともに望むならば利用できるというものに過ぎない。強制的なものでは全くない。両当事国が利用したければ利用できる追加的な便宜なのである」（*ibid.*, p. 306）。そしてケインズは次のように結論づけた。「これは大変に合理的であるように思われる。インドは容易な条件で流動性を確保でき、わが国も容易な条件で【短期債務を長期債務に】借り換えられる。私にとってこの種の措置は、安定基金に不可欠の特徴であると思われる。わが国がこの選択的な便宜を拒否する理由は見あたらない」。そして、ホワイト原案における「封鎖残高の処理の提案を暖かく歓迎する」（*ibid.*, p. 307）ことを勧告した。

しかし、ケインズのコメントを読んだ大蔵次官のウェイリー（Sir David Waley）をして、この提案は「私の背中を少なからずゾッとさせる」（*ibid.*, p. 307）と言わしめたように、イギリス政府高官は全く違った考えを持っていた。

35) Horsefield (1969) Vol. III, p. 55.

大蔵次官補のイーディ (Sir Wilfrid Eady) も、「戦時異常残高の問題は切り離して別の文脈で考える」ことを望んだ。

1943年4月の両案公表後の9月から10月にかけて、ケインズとホワイトが直接対決したワシントン会談<sup>36)</sup>においても、「戦後の金融状況がいかなるものになるかもっと正確に知り得るようになるまで引き延ばし」、戦時異常残高を処理する試みは計画に含まれるべきではないことが、イギリスの戦時内閣が代表団に対して与えた指令の一つとなった<sup>37)</sup>。その結果、ケインズもイーディとともに、「イギリスにとって重要なことは、この問題が国際機関の権限の範囲内で取り扱うべきではないこと、しかしイギリスと債権国との間で議論と処理が続けられるべきであること」を表明した。

こうして戦後の国際通貨計画の中からボンド残高の処理は外された。すなわち、ボンド残高を多国間で処理する枠組みは断念され、その後イギリスとスターリング地域の債権国との二国間で処理する枠組みが維持される一方で、そのためのアメリカからの二国間援助が期待されたのである。ブレトン・ウッズ会議におけるインド政府代表のライスマン (Sir Jeremy Raisman) は、もともとホワイト案に含まれていた戦時異常残高の処理が、その後抜け落ちてしまったことに痛く失望したという<sup>38)</sup>。

36) プレスネルは、このワシントン会談を、戦前・戦中・戦後を通じて、経済問題に関する英米交渉のうち最も重要なものと位置づけている (Pressnell, 1986, p. 116)。イギリス側代表は、外務省事務次官のロー (Richard Law) を公式の団長としていたため、「ロー使節団」と呼ばれたが、事実上のトップはケインズであった。このワシントン会談における両国の合意事項と、その後の交渉結果が、翌1944年4月に「国際通貨基金の設立に関する専門家の共同声明」(Joint Statement by Experts on the Establishment of an International Monetary Fund) として公表され、この【共同声明】をベースに、6月のアトランティック・シティでの予備会議を経て、7月のブレトン・ウッズ会議におけるIMF協定の調印に至るのである。

37) イギリスの戦時内閣が代表団に与えた5項目の指令は、①基金の制当額を増額し、100億ドル規模とすること、②基金への金の拠出は、割当額の12.5%に限定すること、③各国に自国の為替相場の変更の自由を与えること、④基金は為替市場に対して受動的に行動し、各国通貨の売買をしないこと、このことを達成するために「ユニタスの貨幣化」を図るべきこと、⑤戦時異常残高を処理する試みは計画に含まれるべきではないことである (Moggridge, 1992, p. 724, CW, 25, p. 338)。

38) Pressnell [1986] p. 165.